

千葉県労働局労働基準部賃金室
室長 吉田 章市
室長補佐 清野 聡
電話 043 - 221 - 2328

平成23年度千葉県特定最低賃金の改正決定について ～ 7業種についてそれぞれ4円から6円の引上げ～

- 1 わが国の最低賃金制度は、昭和34年発足以来、社会情勢の変化に即しつつ推進が図られ、千葉県においても千葉県最低賃金とは別に7業種について特定最低賃金が定められております。

本年も千葉地方最低賃金審議会(会長 赤田 靖英)において特定最低賃金の審議が行われ、同審議会は千葉労働局長に対し7業種について改正を要するとの答申を行いました。その後、順次特定最低賃金額についての審議を重ね、10月

31日の「千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」及び「千葉県自動車(新車)小売業」を最後に、特定最低賃金額改正が答申がされたところです。今後、諸手続きを経た後、早ければ上記の2業種については本年12月30日から、他の5業種については12月25日から金額が改正される予定です(千葉県最低賃金の改正については10月1日発効済。別添「千葉県特定最低賃金改正決定について」参照)。

- 2 千葉労働局では「必ずチェック 最低賃金! 使用者も 労働者も」をキャッチフレーズとして、千葉県最低賃金額及び特定最低賃金額の周知徹底を図るため、ポスターの掲示、リーフレットの配布、各種会合を通じたの広報など、県内の事業主及び県内で働く労働者への広報・周知活動及び最低賃金の履行確保を目的とした指導等を展開することとしています。

3 改正のポイント

千葉県特定最低賃金額がそれぞれ4円から6円引き上げられること。

改正される7業種の特定最低賃金の発効日は業種によって異なるが、早ければ平成23年12月25日及び12月30日となる予定であること。

千葉県特定最低賃金改正決定について

千葉県労働局

下記産業の事業場で働く労働者に適用される7業種の特定最低賃金が下記のとおりとなります。
支払賃金を最低賃金と比較する場合、賃金から精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、賞与及び臨時の賃金は除外します。

	業 種	改正額（時間額）	発 効 予 定 日	改正前（時間額）	引上げ額
特 定 最 低 賃 金	調味料製造業	8 1 0 円	平成 23 年 12 月 25 日	8 0 6 円	4 円
	鉄鋼業	8 5 0 円	平成 23 年 12 月 25 日	8 4 6 円	4 円
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	8 2 7 円	平成 23 年 12 月 25 日	8 2 3 円	4 円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	8 2 9 円	平成 23 年 12 月 30 日	8 2 4 円	5 円
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	8 1 2 円	平成 23 年 12 月 25 日	8 0 8 円	4 円
	各種商品小売業	7 8 8 円	平成 23 年 12 月 25 日	7 8 2 円	6 円
	自動車（新車）小売業	8 1 9 円	平成 23 年 12 月 30 日	8 1 5 円	4 円

（参考）

千葉県最低賃金	改正額（時間額）	発 効 日	改正前（時間額）	引上げ額
	7 4 8 円	平成 23 年 10 月 1 日	7 4 4 円	4 円